



災害時における一部負担金及び 保険料(税)の減免について



一部負担金(医療費の自己負担)の免除等について

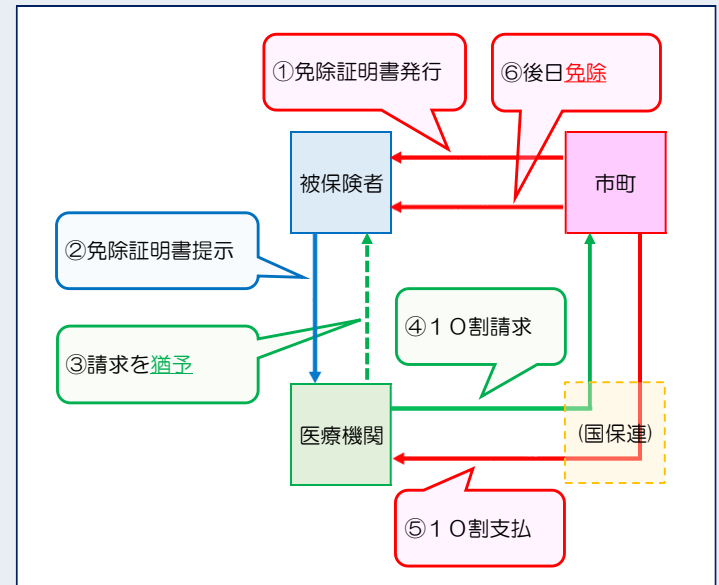
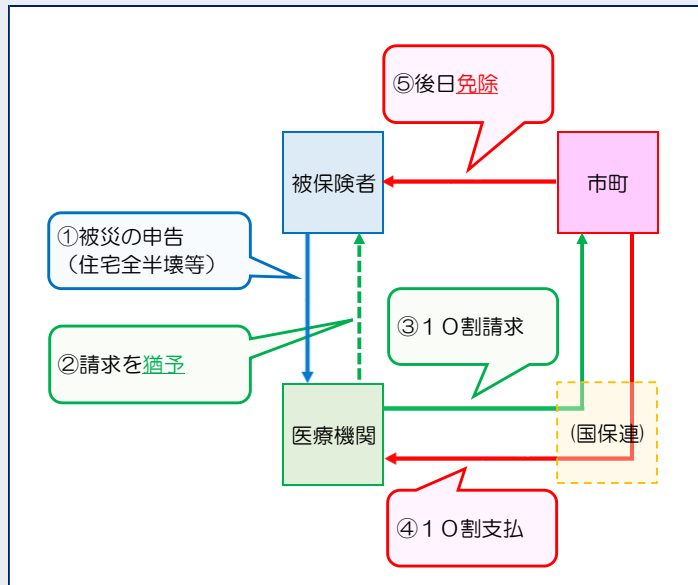
○令和6年能登半島地震により被災した被保険者について、医療機関等窓口での支払いが不要となる措置が延長。

○当該措置の期間が令和7年6月末まで延長されたが、令和6年12月までとは異なる点あり

※なお、この地震と令和6年奥能登豪雨(R6.9.20~)の被害が一体的に認定され、基準を満たす場合、地震と同等に措置されることとなった

期間	令和6年1月~同年12月	令和7年1月~同年6月
免除対象者	住宅全半壊等の被災をした者 など	同左
申告方法	被災した旨を口頭申告	免除証明書(※市町から交付)を提示
国財政支援	免除に係る市町負担分の全額	一部負担金総額に占める免除総額の割合に応じて支援 →国財政支援の内容(平成28年熊本地震と同等) 3%以上、15%未満の場合:免除総額の8/10 15%以上、30%未満の場合:免除総額の9/10 30%以上の場合:免除総額の10/10

<イメージ>



保険診療の流れ

(R6.1~12)

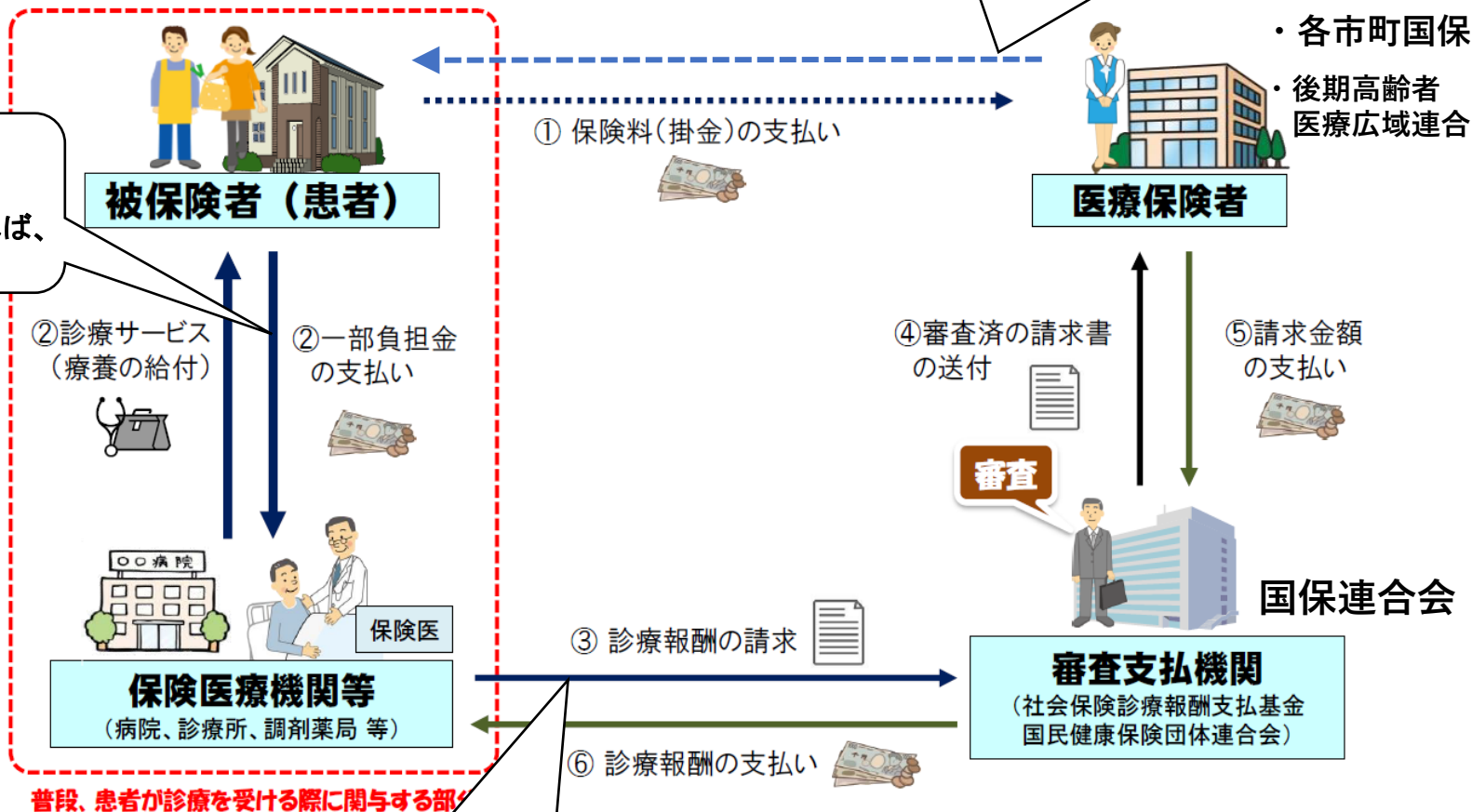
【R6能登半島地震における一部負担金の猶予・免除】

1

一部負担金 [3割]

【能登震災】

全半壊等と申告すれば、
支払いを猶予



2

診療報酬の請求 のこり[7割]

【能登震災】

猶予した患者については[10割]を請求
(レセプトの特記事項に「災1」等記載)

保険診療の流れ

(R7.1~6)

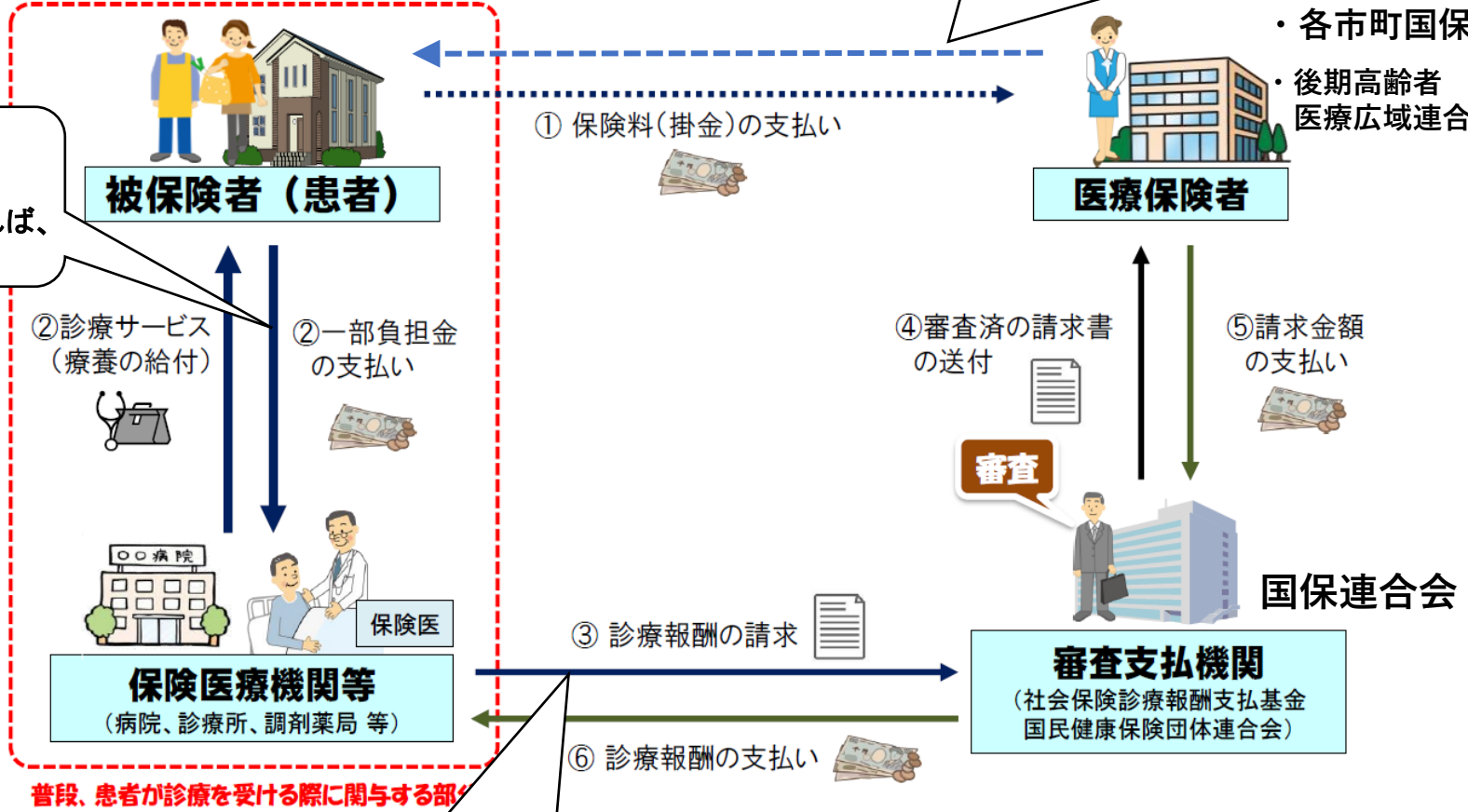
【R6能登半島地震における一部負担金の猶予・免除】

1 【能登震災】
免除証明書を交付(令和6年中に交付完了)
※期限が令和6年12月末までであっても、
令和7年6月末までは使用可能

4 一部負担金
【能登震災】
後日、上記証明書対象者分について免除

- ・各市町国保
- ・後期高齢者医療広域連合

2 一部負担金 [3割]
【能登震災】
免除証明を提示すれば、
支払いを猶予



3 診療報酬の請求 のこり[7割]
【能登震災】
猶予した患者については[10割]を請求
(レセプトの特記事項に「災1」等記載)

令和6年能登半島地震に係る国保保険料(税)減免について

- 能登半島地震により被災した被保険者に係る国保保険料(税)の減免に対して国が財政支援する措置。
- 当該措置の期限は令和7年3月末から6月末に延長されたが、令和7年3月までとは異なる点あり。

	令和6年1月～令和7年3月	令和7年4月～6月	原則
補助対象			
主たる生計維持者の死亡	○	×	×
主たる生計維持者が行方不明	○	○	○
事業収入等の減少	損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下
住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 1/2 床上浸水 ⇒ 1/2を超えない額	損害金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下	損害金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下
財政負担の要件	無し(3%未満でも可)	保険料(税)必要総額の3%以上	保険料(税)必要総額の3%以上
国財政支援	全額	<u>3%以上～15%未満</u> : 8/10 <u>15%以上～30%未満</u> : 9/10 <u>30%以上</u> : 全額	8/10

● 保険料(税)減免の実施状況 (令和7年2月現在)

- ・全市町(災害救助法適用外2市町含む)において、減免を実施している
- ・令和7年4月以降の減免を実施するかは、市町において検討中

※ 保険料(税)減免は、各市町が条例等に基づき行っているもので、国財政支援の基準と異なる基準で減免を行うことも可能。

過去の災害で被災した被保険者の減免に係る財政支援について

R6.3.19 主管課長会議 資料

○ 近年の主な自然災害における国民健康保険（後期高齢者医療）の特別措置状況（赤字の災害において特例的な全額財政支援を実施）

災害	発生日時	特定非常災害の指定	死者・行方不明者	負傷者	避難者	全半壊	窓口負担・保険料の減免に要する費用 についての特例的な財政支援	
							初年度 (下段：一部負担金の期間)	次年度 (下段：一部負担金の期間)
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	○ (H8.12月26日)	6,437人	43,792人	不明	260,000	全額財政支援 (約2ヶ月間)	全額財政支援 (10ヶ月間)
平成16年 新潟県中越地震	平成16年10月23日	○ (H16.11月17日)	68人	4,805人	不明	6,000	通常ルール	通常ルール
東日本大震災 (特定被災区域)	平成23年3月11日	○ (H23.3月13日)	22,233人	6,231人	73,349 (H23.3月5日)	402,748 [744,530]	全額財政支援 (約1年間)	全額財政支援 (9月末まで) ※避難指示区域等は現在も継続
平成28年熊本地震	平成28年4月14日	○ (H28.5月2日)	267人	2,804人	196,325人	43,399 [162,479]	全額財政支援 (約1年間)	通常ルールを拡充した 財政支援(9月末まで)
平成29年6月30日からの 梅雨前線に伴う大雨 及び平成29年台風第3号	平成29年6月30日 ～7月10日	—	44人	34人	1,314人	1,434 [2,319]	通常ルール	通常ルール
平成30年7月豪雨	平成30年6月28日 ～7月5日	○ (H30.7月4日)	271人 (R2.4月10日)	449人 (R2.4月10日)	27,620人 (H30.7月7日)	18,010 [28,469] (H31.1月9日)	全額財政支援 (約9ヶ月間)	全額財政支援 (6月末まで)
平成30年台風21号	平成30年9月4日 ～9月5日	—	14人 (H31.4月1日)	980人 (H31.4月1日)	25人 (H30.9月14日)	901 [707] (H31.4月1日)	通常ルール	通常ルール
平成30年 北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	—	42人 (H31.1月28日)	762人 (H31.1月28日)	965人 (H30.9月20日)	2,032 [8,463] ¹ (H31.1月28日)	通常ルール	通常ルール
令和元年台風第15号	令和元年9月8日 ～9月9日	—	3人 (R1.12月23日)	150人 (R1.12月5日)	1,128人 (R1.9月9日)	4,595 [72,279] (R1.12月23日)	全額財政支援 (約7ヶ月間)	全額財政支援 (8月末まで)
令和元年台風第19号	令和元年10月12日	○ (R1.10月18日)	101人 ² (R2.4月10日)	376人 ² (R2.4月10日)	135,212人 (R1.10月13日)	31,579 ² [64,993] ² (R2.4月10日)	全額財政支援 (約6ヶ月間)	全額財政支援 (9月末まで)
令和元年 10月25日からの大雨	令和元年10月25日	—	13人 (R1.1月10日)	8人 (R1.1月10日)	不明	1,679 [1,452] (R1.1月10日)	全額財政支援 (約6ヶ月間)	全額財政支援 (9月末まで)
令和2年7月豪雨	令和2年7月3日	○ (R2.7月14日)	86人 (R3.1月7日)	77人 (R3.1月7日)	3,287人 (R2.7月9日)	16,599 [10,474] (R3.1月7日)	全額財政支援 (約9ヶ月間)	全額財政支援 (6月末まで) + 通常ルールを拡充した 財政支援 (12月末まで)

※ () はその時点

※全半壊欄の[]書き数字は、一部破損、床上・床下浸水の数

1：床上・床下浸水は10月29日時点

2：10月25日からの大雨による被害状況を除く（出典）令和元・2年版防災白書（内閣府）及び各災害に係る被害状況取りまとめ報（内閣府）